
【特集】イギリス工業化社会における労働者階級家族と子どもたち

——Jane Humphries, *Childhood and Child Labour in the British Industrial Revolution* を読む

産業革命期の児童労働と人的資本蓄積

——イングランドにおける子どもの識字能力の推移

山本 千映・磯野 将吾

はじめに

- 1 工業化初期における児童労働の拡大と識字能力の停滞
- 2 裁判関係史料に残された識字情報
- 3 子ども期の識字

おわりに

はじめに

産業革命期におけるイギリスの技術的変革にあたって、優秀な職人層や労働者が果たした役割は大きく評価されている (Say 1821; Allen 2009; Mokyr 2014)。他方で、識字率の推移を見ると、18世紀の後半に停滞や悪化が観察される (Schofield 1973; Cressy 1980)。これは、工業化の初期局面で児童労働が拡大したことにより、基礎的な教育に割かれた時間が減少したことが原因だと考えられている。

もっとも、これまで用いられてきた識字率推計のための史料は、結婚時に作成される教区の結婚簿で、これに署名できたか否かによって識字の有無が判定されている。この方法は、近代的な国家統計以前のヨーロッパの識字率を測る方法として広く用いられているが、自署できるかどうかが読み書き能力どの部分を測っているかが不明瞭であり、新郎新婦の多くは20代から30代に集中しているため成人となった時点での識字能力しかわからないといった問題も抱えている。

本稿では、州の監獄 (gaol) や矯正院 (house of correction) に収容された囚人の識字情報を史料として用いる。Calendar of Prisoners, Register of Prisoners 等と名付けられたこれらの史料では、年代は限られるものの、読みと書きの能力が別々に記録されており、人々の識字能力についてより詳細な情報を得ることができる。また、結婚簿に記録される者が原則として14歳以上であるのに対し⁽¹⁾、14歳未満の子ども達も少なからず掲載されているため、子ども期における識字獲得の年齢プロファイルを描くことも可能となる。

(1) イングランドにおける結婚可能年齢は、1929年の議会制定法 The Age of Marriage Act 1929 (19 & 20 Geo. V, c. 36) によって16歳と定められるまではコモン・ローと教会法によって規定されており、男子は14歳、女子は12歳で結婚することができた (Thane 1981: 12)。

1 工業化初期における児童労働の拡大と識字能力の停滞

イギリスの工業化は、児童使用的なそれであったと考えられている。これは、初期の工場が水力を用いた工場だったこととも関係する。

18世紀半ばに始まった産業革命では、1760年代から1770年代にかけて紡績関連の発明が相次ぎ、1771年にはリチャード・アークライトによって、水車の動力を用いた梳綿機と紡績機を備えた5階建てのクロムフォード工場が建設された。1780年代には、それまでもっぱら炭鉱などでの揚水用に用いられてきた蒸気機関の工場への応用が始まるが、19世紀に入っても水力は重要な動力源であり続けた。こうした水力工場では、水車を回すための流れの速い河川が必要であったが、ブリテン島は全体的になだらかな地形であることから、イングランド北部からスコットランド南部にまたがるペナイン山脈の谷筋に沿って工場が建設されることになった。アークライトが選んだクロムフォードも、そうした谷あいの村落の一つである。

都市部から遠く離れた場所では労働者の募集が困難であった。工場主達は救貧法の下で保護された孤児などの貧困児童を各地の教区教会の救貧担当者を通じて集め、労働力として使用した。教区徒弟（parish (or pauper) apprentice）と呼ばれたこうした子ども達は劣悪な環境下で働いており、とりわけ労働時間の長さが問題となっていた。このため、1802年に制定されたイギリス初の工場法制である「徒弟の健康と道徳に関する法律」では、彼らの1日の労働時間が12時間に制限され、夜9時から朝6時までの夜間労働も禁止されたほか、宿舎や食事、基礎的な教育の提供も義務付けられた。

1802年法の対象は教区徒弟のみで、保護者の意思で働いていた他の児童は規制の対象外であった。蒸気機関の改良が進み工場が都市に立地するようになると労働力募集の困難は緩和され、衣服・宿舎・食事の提供義務の無い一般の児童のほうが好まれるようになった。1819年に制定された工場法は、教区徒弟か否かを問わず9歳未満の者の紡績工場での就業を禁止し、工場労働における年齢制限を初めて導入した。また、1833年工場法では、9～13歳の子どもの1日の労働時間が8時間になり、前週に1日2時間の教育を受けたという証明がなければ彼らを雇うことができなくなった。また、それまで綿紡績工場に限られていた規制が、絹を除くすべての繊維工場に適用されることになった。

こうした法整備にもかかわらず、工業化の進展とともに、19世紀半ば頃までは児童労働が拡大したと考えられている。産業革命の終期とされている1850年頃の状況を1851年センサスから見てみると、農業や伝統的な家内工業である麦藁編みに加えて、綿業や毛織物工業、絹織物業で、数千人に上る10歳未満の子ども達が働いていたことがわかる（次頁表1）。

産業革命は、イギリス経済史上でもっとも重要なトピックスの一つであるにもかかわらず、その数量的な把握は意外なほど進んでいない。というのも、国家が体系的に統計を作成し始めるのが19世紀半ば以降のことであり、表1で用いたセンサスにても開始されたのは19世紀初年の1801年で、年齢や職業について詳細な情報がわかるようになるのは1851年の第6回センサス以降のことである。

表1 1851年センサスで10歳未満の労働者が1,000人以上いる職業

	全年齢	5-9歳	10-14歳	15-19歳	19歳以下計
男子					
Messenger, Porter (not Government)	97,642	2,347 (3.5%)	41,575 (62.6%)	22,460 (33.8%)	66,382 (100.0%)
Agricultural Labourer (out-door)	1,006,728	5,546 (2.8%)	76,713 (38.7%)	115,967 (58.5%)	198,226 (100.0%)
Woollen Cloth Manufacture	86,849	1,106 (4.6%)	10,004 (41.7%)	12,895 (53.7%)	24,005 (100.0%)
Worsted Manufacture	51,863	1,655 (8.7%)	9,080 (47.6%)	8,327 (43.7%)	19,062 (100.0%)
Straw Plait manufacture	3,920	1,428 (43.7%)	1,242 (38.0%)	595 (18.2%)	3,265 (100.0%)
Cotton manufacture	222,612	2,243 (3.1%)	30,985 (42.2%)	40,170 (54.7%)	73,398 (100.0%)
Coal Miner	216,366	1,291 (2.2%)	20,986 (35.2%)	37,367 (62.7%)	59,644 (100.0%)
女子					
Worsted Manufacture	52,498	1,271 (4.9%)	10,632 (41.1%)	13,943 (53.9%)	25,846 (100.0%)
Straw Plait manufacture	28,142	2,747 (20.9%)	5,058 (38.5%)	5,345 (40.6%)	13,150 (100.0%)
Lace Manufacture	54,980	2,644 (12.7%)	8,997 (43.1%)	9,229 (44.2%)	20,870 (100.0%)
Cotton manufacture	247,705	1,706 (1.6%)	35,352 (33.9%)	67,379 (64.5%)	104,437 (100.0%)

出所：BPP 1852-53, vol. LXXXVIII Pt.I [1691-L], Population of Great Britain (1851), Table 54, pp. cxxviii-cxlix.

とである⁽²⁾。現在、翻訳作業が進んでいる *Childhood and Child Labour in the British Industrial Revolution* (Cambridge, 2010) の著者ジェーン・ハンフリーズは、産業革命期の児童労働についての数量的把握に早くから取り組んできた経済史家の一人であり、1995年のサラ・ホレルとの共著では、同時代文献や議会報告書に加えて、地方文書館に残された家計の所得や支出に関する1,781件のデータを集めて、子ども達の労働開始年齢を推計している (Horrell and Humphries 1995)。そこでは、父親の職業によって「高賃金農業」「低賃金農業」「鉱業」「工場」「家内工業」「商業」に分けられた子ども達の労働開始年齢が、1787-1816年、1817-1839年、1840-1872年の三つの時期について比較されており、工場労働者の子ども達はそれぞれの時期において9.9歳、8.3歳、8.3歳、炭鉱労働者の子ども達は12.8歳、11.3歳、13.3歳で働き始めたことが示されている (Horrell and Humphries 1995, Table 4)。どちらも世紀転換期から1830年代にかけて労働開始年齢が低下しており、児童労働の拡大が示唆される。8.3歳や11.3歳という数値は平均値だから、実際は多くの子ども達がこの年齢以下で働き始めていた。

児童労働の拡大傾向は、600を超える自叙伝を史料として用いた *Childhood and Child Labour* でも確認されている。サンプル数が1995年論文よりも少ないため、年次別かつ親の職業別の数値は信頼性に疑問符がつくが、全体の傾向としては、1790年以前に生まれた子ども達が平均で11.50歳で働き始めたのに対し、1761-1820年生まれでは10.28歳に低下し、1821-50年生まれでは10

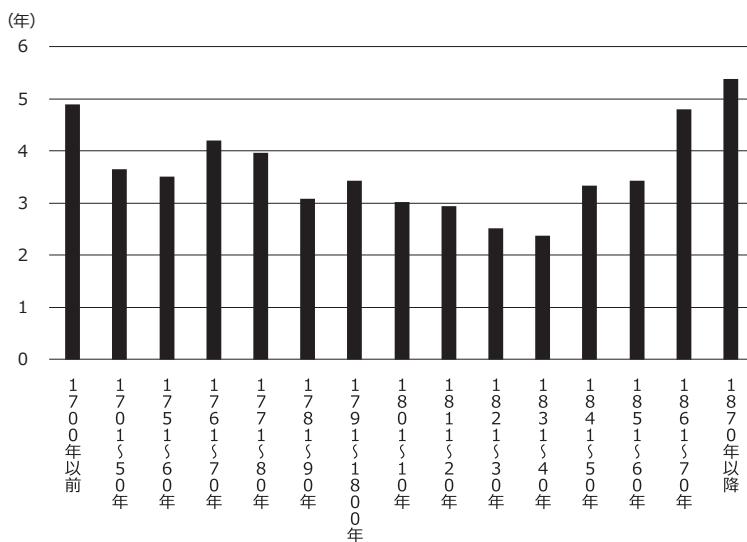
(2) 1831年の第4回センサスまでは、教区牧師等の教区の有力者が教区民の数を数える他計式の調査であったが、1841年センサスからは事前に各家庭に household schedule と呼ばれる調査票が配られて、自分で記入する自計式の調査に変わった。ただ、1841年センサスについては15歳以上の者については年齢が5歳刻みで記録されているなど過渡期的な性格を残していて、1851年以降のものよりも正確さが劣っていると考えられている。

表2 出生コーホート別労働開始年齢

出生コーホート	中位値	平均値	サンプル数	標準偏差
1627-1790	12.00	11.50	91	2.85
1761-1820	10.00	10.28	123	2.55
1821-50	10.00	9.98	144	2.61
1851-78	11.75	11.39	160	2.36
全コーホート	11.00	10.89	518	2.62

出所：Humphries (2010), Table 7.1, p. 176.

図1 自叙伝史料による平均教育年数



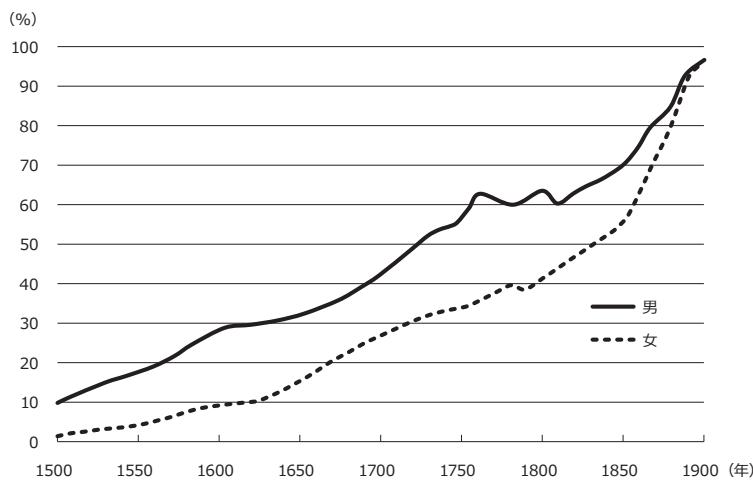
出所：Humphries (2010), Table 10.1, p. 314 より作成。

歳を切る（表2）。

自叙伝史料からは、子ども達の教育経験についても数量的な跡付けがなされている。図1は、Humphries (2010) で集められた自叙伝のうち、教育年数が記されている 544 件のデータを時系列で並べたものである。これを見ると、1760 年代頃から教育年数が減少を始め、1830 年代に 2.4 年ほどで底を打った後、1840 年代から回復するという U 字型の傾向が見られ、表2で確認した労働開始年齢の趨勢と整合的である。

こうした児童労働の拡大と教育機会の減少は、識字率の停滞として現れた。次頁図2は、結婚簿への署名にもとづいた識字率について、1500 年から 1900 年までの長期推移を見たものである。イングランドにおける識字率は、男女ともに近世を通じて緩やかに上昇を続け 18 世紀半ばには、男性で 60%，女性で 40% 程度に達する。しかし、1750 年以降、女性の識字率は一時的な低下にとどまるものの、男性の識字率は停滞を続ける。1760 年頃に 63% 程度まで上昇したあと一度低下し、1800 年頃に再度 63% まで上昇して 1810 年頃まで再び低下するのである。

図2 イングランドにおける男女別識字率



注：原著では非識字率となっているが識字率に改めた。

出所：Cressy (1980), Graph 8.1, p. 177 より作成。

2 裁判関係史料に残された識字情報

図2で見た識字率の長期的趨勢は、必ずしも子ども期の識字獲得の実態を表すものではない。身分登録本署の第9回年次報告書では、1846年にイングランドで結婚の登録をした145,664カップルのうち、24,356件について夫婦の年齢を調査している⁽³⁾。これによると、新郎の約90%、新婦の83%が20代と30代であり、職業に就いてからのOJT的な能力獲得の影響も受けることになる。長期的には平均初婚年齢は3～4歳の範囲で変動したため、その影響も時期によって異なる可能性がある。また、自分の名前を書けるかどうかという二分法だと、読みと書きの能力とを分けることができないし、それぞれの能力の程度も知ることができない。

本稿では、イングランド南部のベッドフォードシャーのRegister of Prisoners（以下、レジスター）と、ウェストミッドランドのスタッフォードシャーにおけるCalendar of Prisoners（以下、カレンダー）を用いる⁽⁴⁾。どちらも州の治安判事が主宰する四季裁判所関連の史料であり、裁判を受ける者たちの氏名、年齢、識字レベル、罪状の詳細、評決、判決などが記載されている。興味深いのは、識字についての情報で、レジスターについては1835年から1856年まで、カレンダーは

(3) BPP 1847-48 [996], Ninth annual report of the Registrar-General of Births, Deaths, and Marriages, in England, p. 18 を参照。イングランドでは、1837年に身分登録本署（General Registrar Office）が設置され、教会での洗礼簿・埋葬簿・結婚簿への記入に代わって、出生・死亡・結婚の全国的な民事登録制度が始まった。

(4) Bedfordshire Archives and Records Service (BARS), QVG10/1-4; Staffordshire Record Office (SRO), Q/SPc, Q/SB.

1835年から1853年まで、読みと書きが区別できる形で、しかも多段階で評価されている⁽⁵⁾。各期間においてレジスターには12,940名、カレンダーには13,272名が記載されており、このうち、性別、年齢、識字状況がわかるのは、前者が7,195件、後者が12,683件となっている。年齢のカヴァリッジは結婚のデータよりも広く、レジスターでは4歳から82歳、カレンダーでは7歳から87歳の人々が記載されている。ベッドフォードシャーは、19世紀半ばにおいて男性有業者の過半が第一次産業に従事する農業州であり、対照的にスタッフフォードシャーは過半が第二次産業に従事する工業州である⁽⁶⁾。以下では、この2州についての情報を合算して見ていくが、性格の異なるこの2州を平均することで、イングランド全体により近い像を観察できると思われる。

次頁表3は、レジスター、カレンダー、それぞれで識字能力がどのように記述されているかをまとめたものである。レジスターでは20種類、カレンダーでは12種類の表現がある。このそれぞれについて、読み書きそれぞれの能力を0-3の4段階に分類した。レジスターの「Write」やカレンダーの「W. (1835)」は、読みの能力についてまったく言及していないが、当時の各種学校でのカリキュラムとして、読みがまず教えられ、その後、書きに進むのが一般的だったことから、書ければ読めるものと判断した。両者を合わせた総合評価においては、レジスターの「Superior」やカレンダーの「R. W. Sup.」「Sup.」を合わせて「読み書きできる」とし、読み、書き、それぞれと同様に4段階評価とした。

このように、裁判関係史料においては、署名ができるか否かの二分法では捉えられない非常に豊かな情報を得ることができる。他方で、その代表性については、疑問符がつく。第一に、囚人となった人々は社会の最底辺で暮らしていた可能性も高く、彼らの識字率は一般の労働者の値よりもずっと低いかもしれない。これを、結婚時の署名による識字と比較することで確かめよう。次々頁表4には、レジスターとカレンダーから計算した識字能力別の割合が上部パネルに、身分登録本署の年次報告書（1841-50年の10年間）から計算した新郎新婦の署名ができる者とできない者の割合が下部パネルに示されている⁽⁷⁾。ベッドフォードシャーの署名による識字率51.2%は、「2：読めるが書きが不十分」以上の人の割合（35.6%）よりも大きく、「3：不十分ながら読めるが書けない」以上の人の割合（63.1%）よりも小さくなっている。これは、男女とも一緒で、スタッフフォードシャーでも同様の結果となっている。結婚簿を用いた体系的な識字率推計の先駆者であるスコフィールドは、16世紀以降、イングランドの各種の学校では読みがまず教えられ、その後に書きが教えられるのが一般的だったこと、学校に行けるのは断続的だったため多くの子ども達がいくば

(5) 1820年頃から1840年頃にかけて、犯罪の増加と刑務所改革の動きがあいまって、州の監獄や矯正院でさまざまなデータが取られ実験的な試みが行われ、特に犯罪者に対する教育は社会的関心を呼び、逮捕から裁判を経て判決に至るまでのさまざまな段階で、読み書き能力が調べられるようになったことの結果としてこうした史料が残されることとなった（Crone 2010: 6）。Crone（2010）は、こうした犯罪関連史料の識字情報を用いた先駆的研究で、サセックス、ベリ・セント・エドマンズのGaol Receiving Registers、ランカシャー、プレストンのQuarter Sessions Calendars of Prisoners、バークシャー、レディングの刑務所牧師による年次報告書を用いて、1840年から1870年のヴィクトリア朝前期におけるマス・リテラシーについて分析している。

(6) BPP 1852-53, vol. LXXXVIII Pt.I [1691-I], Population of Great Britain (1851).

(7) 身分登録本署での民事登録においても、教区の結婚簿と同様に、婚姻証明書に自署する必要があり、何人が自署できて何人ができなかつたかは年次報告書に記されている。

表3 犯罪記録における識字能力の記述とスコア化

識字能力についての記述	読み		書き		総合評価	
ペッドフォードシャー・レジスター						
Neither	読めない	0	書けない	0	読めないし書けない	0
None	読めない	0	書けない	0	読めないし書けない	0
Imperfect	読み不十分	1	書けない	0	不十分ながら読めるが書けない	1
Read a little	読み不十分	1	書けない	0	不十分ながら読めるが書けない	1
Read imp	読み不十分	1	書けない	0	不十分ながら読めるが書けない	1
Read Imperfectly	読み不十分	1	書けない	0	不十分ながら読めるが書けない	1
Read	読み不十分	1	書けない	0	不十分ながら読めるが書けない	1
Read Well	読める	2	書き不十分	1	読めるが書きが不十分	2
Read and Write imp	読める	2	書き不十分	1	読めるが書きが不十分	2
Read well write imperfectly	読める	2	書き不十分	1	読めるが書きが不十分	2
Read and Write Imperfectly	読める	2	書き不十分	1	読めるが書きが不十分	2
Read and Write moderately	読める	2	書き不十分	1	読めるが書きが不十分	2
Write imperfectly	読める	2	書き不十分	1	読めるが書きが不十分	2
Read and Write almost perfect	読める	2	書ける	2	読み書きできる	3
Read and Write	読める	2	書ける	2	読み書きできる	3
Read and Write well	読める	2	書ける	2	読み書きできる	3
Write	読める	2	書ける	2	読み書きできる	3
Well	読める	2	書ける	2	読み書きできる	3
(Read and Write German)	読める	2	書ける	2	読み書きできる	3
Superior	よく読める	3	よく書ける	3	読み書きできる	3
スタッフォードシャー・カレンダー						
N	読めない	0	書けない	0	読めないし書けない	0
R. Imp.	読み不十分	1	書けない	0	不十分ながら読めるが書けない	1
R. (1835)	読み不十分	1	書けない	0	不十分ながら読めるが書けない	1
R. Well.	読める	2	書き不十分	1	読めるが書きが不十分	2
R. W. Imp.	読める	2	書き不十分	1	読めるが書きが不十分	2
R. Well. W. Imp.	読める	2	書き不十分	1	読めるが書きが不十分	2
R. W. (1835)	読める	2	書き不十分	1	読めるが書きが不十分	2
R. W. Well.	読める	2	書ける	2	読み書きできる	3
W. (1835)	読める	2	書ける	2	読み書きできる	3
W. R. (1835)	読める	2	書ける	2	読み書きできる	3
R. W. Sup.	よく読める	3	よく書ける	3	読み書きできる	3
Sup.	よく読める	3	よく書ける	3	読み書きできる	3

注：カレンダーにおける（1835）は、1835年の史料にのみ表れる表現である。

出所：本文を参照。

くかの読みの能力を身に付けたものの書きの能力はほとんど見に付かないまま学校を去ることになったことから、署名ができる人の割合は読みができる人よりも少なく、書きができる人よりは多いとし、「署名ができる人の割合は、おおむねすらすらと読める人の割合と一致する」とした(Schofield 1973: 440)。この判断を、本稿における能力2以上と捉えれば、裁判記録による識字率は結婚記録による識字率よりもずいぶん低いことになる。しかし、署名による非識字者の割合が、

表4 裁判記録による識字率と署名による識字率

	ベッドフォードシャー				スタッフォードシャー			
	男		女		男		女	
	%	累積値	%	累積値	%	累積値	%	累積値
3：読み書きできる	17.4%	17.4%	12.7%	12.7%	11.7%	11.7%	5.0%	5.0%
2：読めるが書きが不十分	18.2%	35.6%	8.1%	20.8%	30.7%	42.4%	19.5%	24.5%
1：不十分ながら読めるが書けない	27.5%	63.1%	52.3%	73.0%	26.3%	68.7%	34.0%	58.6%
0：読めないし書けない	36.9%	100.0%	27.0%	100.0%	31.3%	100.0%	41.4%	100.0%
署名による識字率		51.2%		38.5%		55.2%		40.2%
非識字者		48.8%		61.5%		44.8%		59.8%

出所：BARS, QVG10/1-4; SRO, Q/SPc, Q/SB; GRO Annual Reports 1841-1850.

「0：読めないし書けない」囚人の割合よりもずっと高い事は興味深い。スタッフォードシャーの女性の結婚記録による非識字の割合は59.8%だが、裁判記録でまったく読み書きができない者は41.4%にすぎない。署名ができた人の中には、自分の名前はかろうじて書けるが、手紙などを書くことはできず、読みに関しても不確かという「1：不十分ながら読めるが書けない」に相当するような人も少なからずいたと思われる。もしそうであれば、レジスター やカレンダーに記載された人々の識字能力は、全体と比べてそれほど低かったわけではないのではないかというのが筆者の判断である。

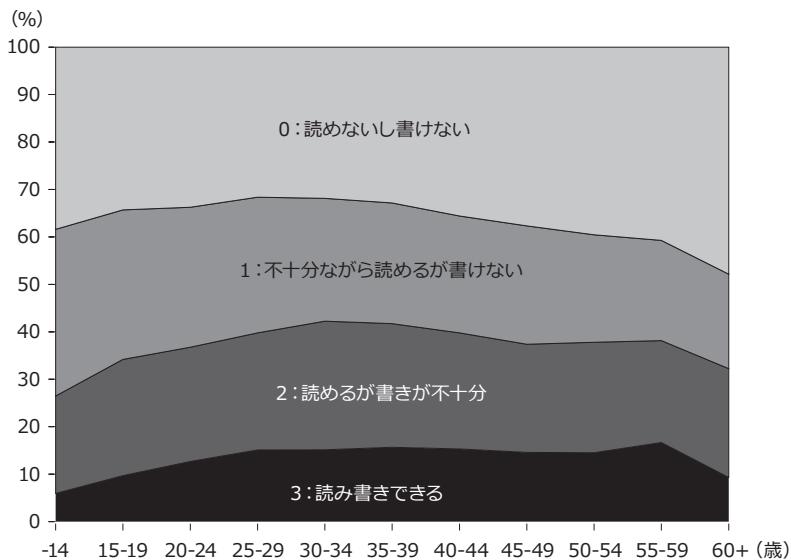
裁判記録に記載された人々が一般の人たちとは異質の集団だったとしても、年々同種の集団がサンプリングされているのであれば、時系列的な推移に関しては全体の動向と連動している可能性が高いが、時系列的な整合性についても留意が必要である。これが第二の問題である。1830年代は、選挙法や救貧法の改正、自治体法の制定など、さまざまな改革が行われた時期であり、刑務所のあり方や司法制度についてもそうであった。四季裁判所は、原則的には死刑が適用される重罪(felony)以外を扱う裁判所だが、18世紀末に200以上あった重罪は、1841年までに多くが廃止され、殺人や大逆などに限定されていったため、四季裁判所が扱う犯罪の種類は増加傾向にあった。また、ベッドフォードシャーにおいては1839年、スタッフォードシャーでは1842年に州警察が設立されており、その前後では検挙される人の数が変わっていると考えられる。しかし、それまでは王座裁判所(Queen's Bench)や巡回裁判(Assize)での審理対象だった重罪犯が記録されるようになる一方で、手が足りないことで発覚しなかったり見逃されてきたような軽微な犯罪もより多く記録されるようになったと考えられ、平均像としては変化がさほどなかった可能性が高い。

以上を踏まえたうえで、子ども達がどのように識字能力を獲得していったのか、結婚可能年齢である14歳以下の子ども達に注目してみていこう。

3 子ども期の識字

次頁図3は、読みと書きの情報が区別できる形で得られるすべての年次について、レジスターとカレンダーに記録された男女すべてを合算して、年齢プロファイルを描いたものである。まず注目

図3 識字能力の年齢プロファイル（男女およびレジスター・カレンダー合算）



出所：BARS, QVG10/1-4; SRO, Q/SPc, Q/SB.

したいのは、14歳までに何らかの識字能力を身に付けていた子ども達の多さであろう。彼らのおよそ62%が不十分ながら読むことはできたのであり、十分な読みの能力を身に付けていた子どもも全体の1/4に上る。

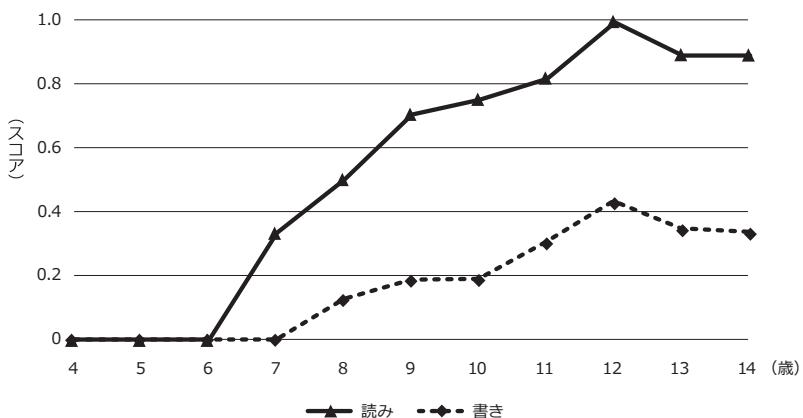
その後のプロファイルで、20代後半から30代前半くらいまでは、識字能力が向上していく点も興味深い⁽⁸⁾。14歳以下のグループに含まれるのは856名で、最低年齢は4歳、出生年は1821年から1852年である。表2で示したハンフリーズによる労働開始年齢を見ると、1821-1850年出生コホートは労働開始年齢がもっとも低下した子ども達であり、14歳までにはすでに何らかの仕事をしていた者も少なくなかったと考えられる。しかし、10代後半から30歳前後まで識字能力が向上していくことを考え合わせれば、仕事をしながらも識字獲得の機会はあったことが示唆される。

子ども達にとって、こうした機会は日曜学校や夜間学校などが提供したものと考えられる。Humphries(2010)では、出生コホート別に日曜学校へ通っていた子どもの割合を算出しているが、1821-50年出生コホートでは、32%の子ども達が日曜学校へ通っていた⁽⁹⁾。また、教育のために労働時間を削られることで生じる機会費用を減じようとする他の戦略として、働くなければならなくなる前に教育を済ませてしまおうというものもあった。高齢の独身女性や寡婦によるデイム・スクール（おばさん学校）と呼ばれる私塾に、4、5歳から以前から通わせられた子どもも

(8) 30代後半以降は識字能力の低下が見られるという点も興味深い。結婚記録を用いる場合、サンプルの9割近くが20代と30代の男女であることから、署名による識字率は、生涯における識字能力のピークを反映していると捉えることができる。

(9) Humphries(2010), Table 10.2, p. 321.

図4 年齢別識字能力の推移 (4-14歳)



出所：BARS, QVG10/1-4; SRO, Q/SPc, Q/SB.

表5 読み能力と書き能力

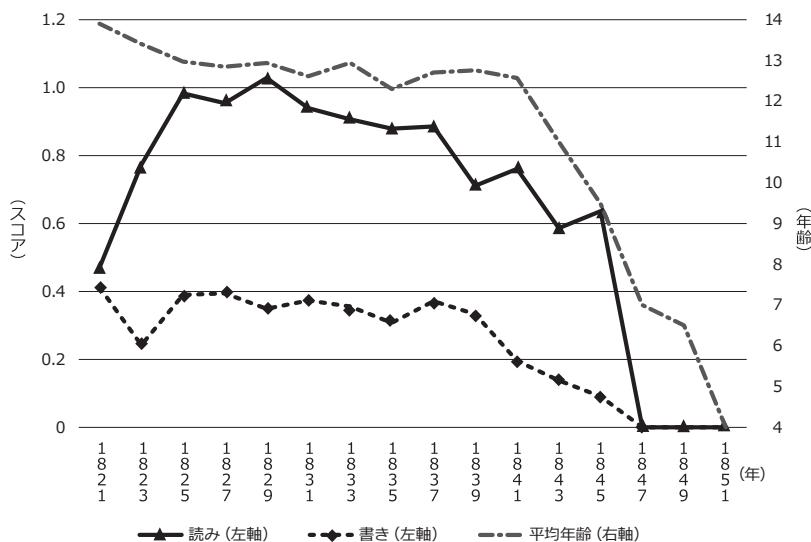
年齢	人数	読み			書き		
		読めない	不十分ながら 読める	読める	書けない	不十分ながら 書ける	書ける
9	27	12 (44.4%)	11 (40.7%)	4 (14.8%)	23 (85.2%)	3 (11.1%)	1 (3.7%)
10	48	19 (39.6%)	22 (45.8%)	7 (14.6%)	40 (83.3%)	7 (14.6%)	1 (2.1%)
11	76	30 (39.5%)	30 (39.5%)	16 (21.1%)	59 (77.6%)	11 (14.5%)	6 (7.9%)
12	126	44 (34.9%)	39 (31.0%)	43 (34.1%)	82 (65.1%)	34 (27.0%)	10 (7.9%)
13	215	83 (38.6%)	73 (34.0%)	59 (27.4%)	156 (72.6%)	44 (20.5%)	15 (7.0%)
14	348	135 (38.8%)	117 (33.6%)	96 (27.6%)	250 (71.8%)	80 (23.0%)	18 (5.2%)

出所：BARS, QVG10/1-4; SRO, Q/SPc, Q/SB.

少なくなかった (Humphries 2010: 319-320)。レジスターとカレンダーに記録された人々が識字を身に付け始めたのは、そこまでは早くなかったようである。図4は、読みと書きの能力別に、各年齢のスコアの平均値を示したものである。読み能力を身に付け始めるのは7歳、書き能力は8歳からとなっている。12歳のところに山ができている理由は、サンプルが小さいためなのか、13歳以上は就業している可能性が高く実際に能力が低下してしまうのかはよくわからないが、全体として緩やかに上昇していくことがわかる。

8歳以下はサンプルがあまりに少ないので確かなことは言えないが、表5から9歳以上の子ども達の識字能力の獲得の様子を見てみると、10歳の段階でまったく読めない者は40%以下となっており、図3でみた14歳までに62%の子ども達が不十分ながら読めるというレベルが達成されている。まったく読めない者の割合は年齢が高くなってしまってさほど変わらないが、12歳のところを除けば、10歳から14歳にかけて「読める」子どもの割合が増えていくっており、これによって全体の平均値を上げている。このことの含意は、10歳時までに何らかの読み能力を獲得できた子ども達は、その後、能力の向上を期待できたのに対して、そうでなかつた場合は、読めないまま14歳を迎えることになる。

図5 出生年次別の読み書き能力



出所：BARS, QVG10/1-4; SRO, Q/SPc, Q/SB.

る可能性が高いということであり、読みの能力における分断が示唆される。

書きの能力については、読みよりも獲得のハードルがかなり高く、3割程度の子ども達しか書けようにならない。一方、能力そのものの獲得の可能性は、年齢を追うごとに広がっていき、これも12歳の部分を除けば、何らかの書きの能力を持つ子どもの割合は9歳時の15%程度から14歳時の28%程度まで上昇していく。「不十分ながら書ける」者と「書ける」者との割合は、年齢によって大きく異なるわけではないため、書きの能力が傾向的に向上していくといったことは見られず、身に付くか付かないかがより重要となっている。

先行研究が示唆するように、子ども達の識字能力はこの時期停滞または低下したのだろうか。図5は、子ども達の読み書き能力を出生年次別にまとめたものである。サンプル数が小さいため、単年次ではなく2年ごとにまとめてある⁽¹⁰⁾。したがって、1821年とあるのは、1821年と1822年に生まれた者の合算である。また、上で見たように、年齢が上がるにつれて識字能力も上がる傾向があるから、出生コホートに含まれるサンプルの平均年齢も掲げた。

1825/26年出生コホートから1841/42年出生コホートまでは、平均年齢が12歳台で安定的に推移しているため、この部分に注目して見てみると、読み書きともに出生年次が下るにつれてスコアが下がっているのがわかる。特に、読みの能力の低下は明確で、平均1.0程度から0.7くらいにまで下がっている。書きの能力についてはそもそも低いために読み能力の推移ほどは明確ではないが、この期間を通じての停滞と1839/40年出生コホートから1841/42年出生コホートにかけての低下が見られる。問題なのは、「読めない」子ども達の割合が1830年代に悪化していることである。1825/26年出生コホートの「読めない」子ども達の割合は36%であるが、1837/38年コ-

(10) 1825/26年出生コホートから1841/2年出生コホートまでの9コホートの各サンプル数は平均で80.8件であり、もっとも小さいのは1839/40年の45件である。

ホートは 46%，1839/40 年コー ホートでは 56% にまで増えている。このことは、教育機会へのアクセスをまったく絶たれた子ども達の割合が増えていることを意味する。図 2 で見た結婚記録による識字率では 1810 年頃から上昇が見られるが、子どもの教育環境については、Humphries (2010) が指摘したように、労働開始年齢についても教育年数についても 1820 年から 1850 年の時期がもっとも状況が悪かった時期であった。本稿で用いたデータセットからも、同様の結果が見られるのである。

おわりに

本稿での発見事実をまとめておこう。レジスターとカレンダーに残された識字情報からは、14 歳までには 6 割以上の人々が何らかの識字能力を身に付けていたことがわかる。4 歳から 14 歳の 800 名あまりの子ども達について仔細に見てみると、読みの能力の獲得は 7 歳頃から始まり、8 歳になると書きの能力を持つ子どもも現れる。読みの能力については、10 歳くらいまでに 6 割の子ども達が少なくとも不十分ながら読めるようになり、その割合は 14 歳まで変わらない。しかし、獲得された読みの能力は 14 歳まで緩やかに向上して、「読める」子ども達の割合が増えていく。出生年次別に子ども達の識字能力の推移を見ていくと、1820 年代と 30 年代は全般的に識字能力の低下が見られた。特に、読みの能力は低下が明瞭で、その背景には教育機会の喪失がありそうである。

このように、裁判記録を用いた分析では結婚記録と比べて格段に詳細な情報を得ることができる。とりわけ、読みと書きとを分けて分析できること、年齢別のプロファイルが描けることは、子ども期の識字能力の獲得を詳細に跡付けるうえで不可欠な特徴と言えよう。他方で、無罪となった者も少なくなかったものの、彼らの多くが犯罪者として拘束された人々である。本稿で得られた発見事実は、どの程度代表的なものなのであろうか。Humphries (2010) が自叙伝史料から示した労働開始年齢や教育年数の動向と整合的であることは、本稿で用いたデータセットの代表性を支持するものであるが、さらなる渉猟によって性格の異なる史料を発掘し、この時期の子ども達の識字獲得経験を跡付けることが必要とされる。

(やまもと・ちあき 大阪大学大学院経済学研究科教授)
(いその・しょうご 大阪大学大学院経済学研究科博士後期課程)

【補遺】

本研究は、日本学術振興会科研費（基盤 C）「19 世紀イングランドにおける職業経験と識字率」（17K03838）ならびに（基盤 B）「近現代における「不自由な」労働者を再考する——18-20 世紀の英国・英帝国を中心に」（18H00879）による研究成果の一部である。

【参考文献】

- Allen, Robert (2009), *The British Industrial Revolution in Global Perspective*, Cambridge: Cambridge University Press (眞嶋史述他訳『世界史のなかの産業革命』名古屋大学出版会, 2017 年).

- Cressy, David (1980), *Literacy and the Social Order: Reading and Writing in Tudor and Stuart England*, Cambridge: Cambridge University Press
- Crone, Rosalind (2010), "Reappraising Victorian Literacy through Prison Records," *Journal of Victorian Culture*, Vol. 15, No. 1, 3-37.
- Horrell, Sara and Jane Humphries (1995), "'The Exploitation of Little Children' : Child Labor and the Family Economy in the Industrial Revolution," *Explorations in Economic History*, No. 32, 485-516.
- Humphries, Jane (2010), *Childhood and Child Labour in the British Industrial Revolution*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Mokyr, Joel (2014), "An Age of Progress," R. Floud, J. Humphries, and P. Johnson eds., *The Cambridge Economic History of Modern Britain*, 2nd ed., Vol. I, 1700-1870, Chapter 9, Cambridge: Cambridge University Press.
- Say, Jean-Baptiste (1821/1971), *A Treatise on Political Economy or the Production, Distribution and Consumption of Wealth*, First American Edition, New York: Augustus M. Kelley Publisher.
- Schofield, Roger S. (1973), "Dimensions of Illiteracy, 1750-1850," *Explorations in Economic History*, No. 10, 437-454.
- Thane, Pat (1981), "Childhood in History," M. King ed., *Childhood, Welfare and Justice: A Critical Examination of Children in the Legal and Childcare Systems*, Chapter 1, London: Batsford Academic and Educational.
- Vincent, David (1989), *Literacy and Popular Culture, 1750-1900*, Cambridge: Cambridge University Press.